

武蔵野市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（令和2年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (3年1月1日)	歳出額 A	実質収支 千円	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 元年度の人件費率
2年度	人 147,643	千円 83,891,129	千円 4,274,449	千円 9,773,978	% 11.7	% 13.3

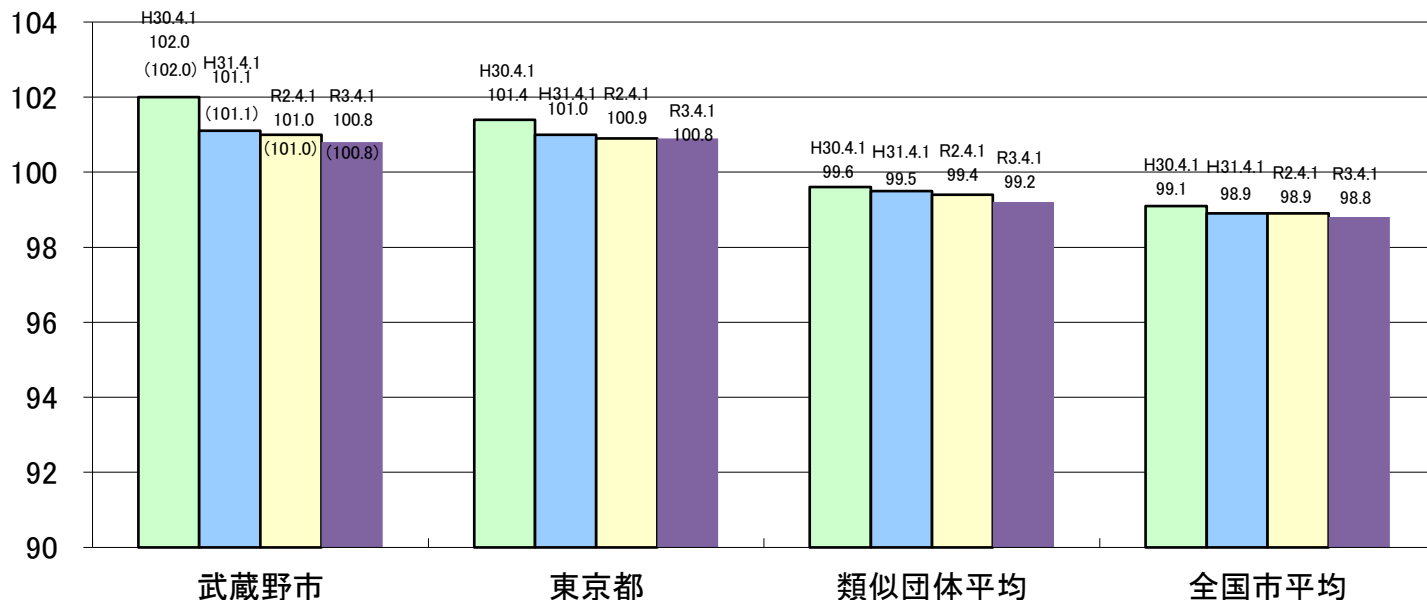
(注) 人件費とは職員給与費のほか、共済費（社会保険料事業主負担分）や、市長、市議会議員などの特別職に支給される報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況（令和2年度普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 B				(参考) 1人当たり 給与費 B/A	(参考) 東京都 1人当たり給与費	(参考) 類似団体 1人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 千円	千円	千円	千円
2年度	人 772	千円 2,751,669	千円 1,111,041	千円 1,319,848	千円 5,182,558	千円 6,713	千円 7,463	千円 6,348

(注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。
2. 職員数は、令和2年4月1日現在の人数（事業団派遣職員および公営事業会計職員を除く）です。
3. 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1. ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2. () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域にお地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出)
3. 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本市は、平成26年10月に東京都給料表へ移行しましたが、移行の際の経過措置の影響により、数年間は高めに推移するものの、経過措置の解消および退職と採用などにより、今後は都内各市と均衡していく見込みです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げおよび地域手当の支給割合の見直しなどに取り組むとされています。

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 東京都の見直し内容を踏まえ、平均1.7%引き下げを行いました。激変緩和のため、国と同様に3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施しました。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 平成28年4月1日より、国基準16%に対し、武蔵野市においても16%を支給しています。

(参考)

	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和2年度の支給割合	令和3年度の支給割合
国基準による支給割合	16%	16%	16%	16%	16%
武蔵野市の支給割合	16%	16%	16%	16%	16%

2 職員の平均給与月額、初任給など

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
武蔵野市	40.6 歳	314,300 円	455,051 円	386,566 円
東京都	41.9 歳	315,489 円	463,399 円	397,422 円
国	43.0 歳	325,827 円	407,153 円	— 円
類似団体	42.2 歳	316,866 円	406,517 円	367,372 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
武蔵野市	56.1 歳	14 人	344,100 円	425,300 円	406,543 円	—	—	—	—
うち学校給食員	— 歳	2 人	— 円	— 円	— 円	調理士	40.4 歳	302,100 円	—
うち自動車運転手	— 歳	2 人	— 円	— 円	— 円	自家用乗用自動車運転者	61.5 歳	252,300 円	—
東京都	50.4 歳	1,300 人	290,644 円	393,826 円	359,294 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,201 人	286,947 円	328,603 円	— 円	—	—	—	—
類似団体	51.8 歳	37 人	322,114 円	375,819 円	359,820 円	—	—	—	—

- (注) 1. 「一般行政職」とは、地方公務員給与実態調査における区分のことで、税務、福祉業務などに従事する職員以外の一般的な事務職員です。
 2. 「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均です。
 3. 「平均給与月額(A)」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=超過勤務手当などを除いたもの)で算出しています。
 4. 民間データは賃金構造基本統計調査(平成29~31年平均)を使用しています。
 5. 学校給食員および自動車運転手は該当職員が少数のため、個人情報保護の観点から非公表とします。

(2) 職員の初任給

区 分	武蔵野市	東京都	国
一般行政職	大 学 卒	183,700 円	総合職 186,700 円
			一般職 182,200 円
	高 校 卒	145,600 円	145,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大 学 卒	268,689 円	381,250 円	392,120 円	415,478 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

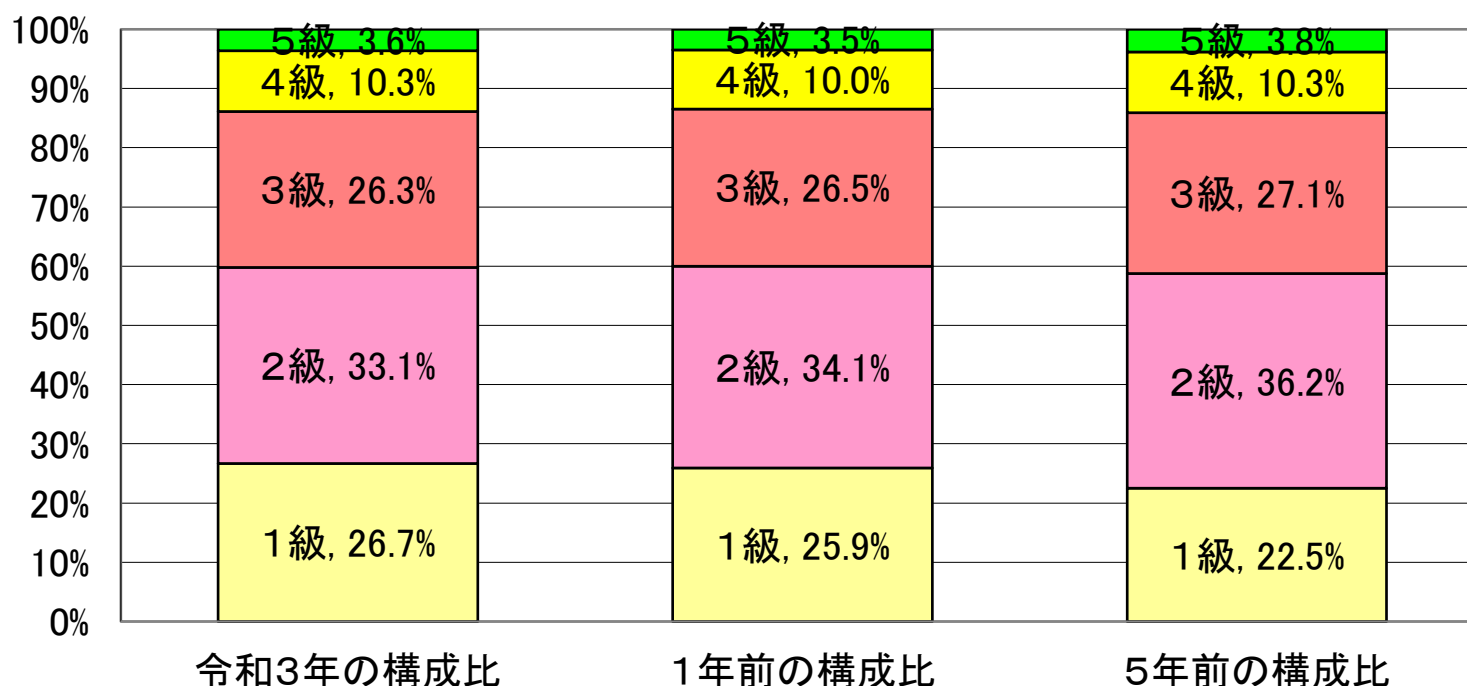
(注) 記載のない箇所は当該階層職員がない、もしくは3人以下です。

3 一般行政職の級別職員数など

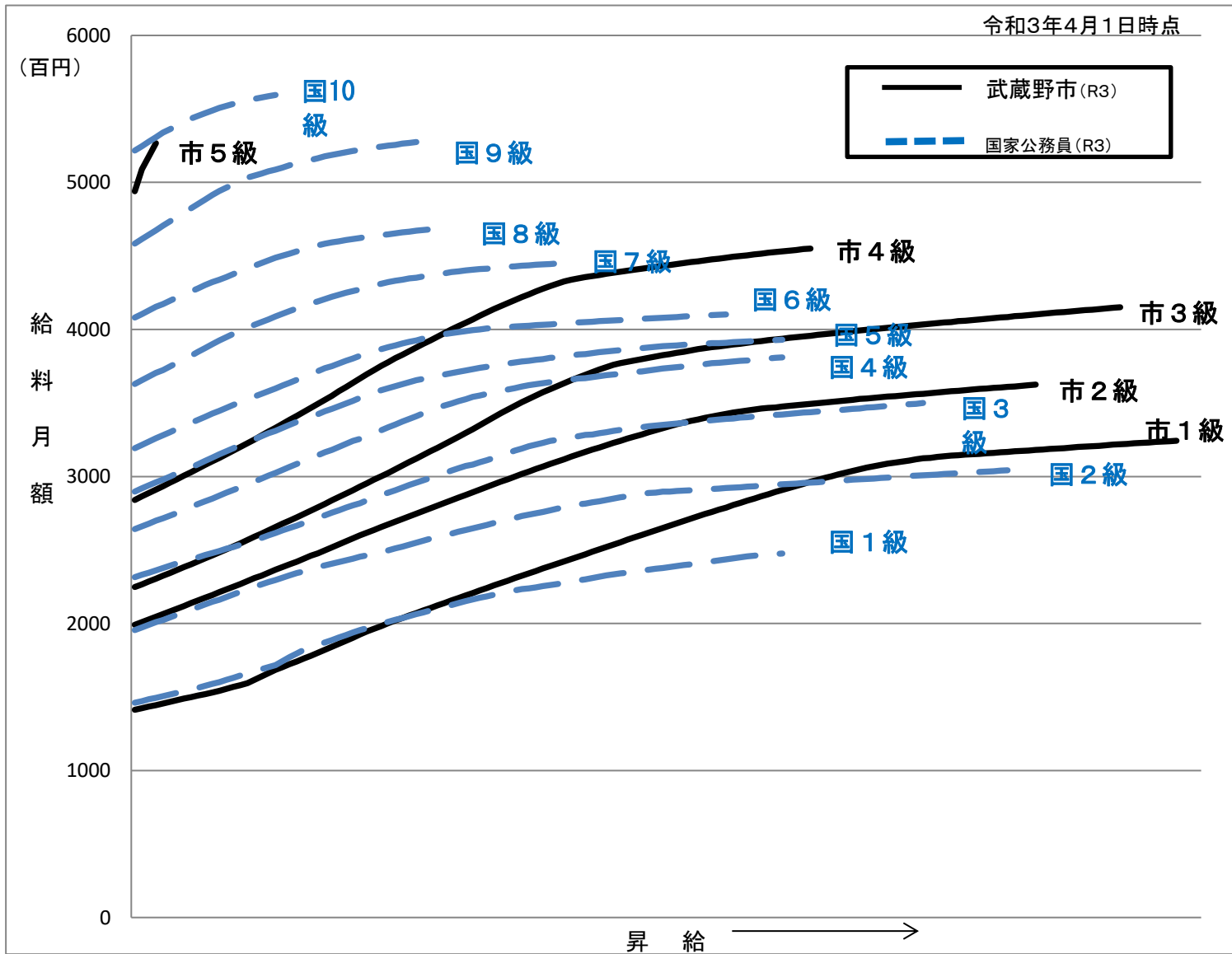
(1) 一般行政職の級別職員数および給料表

区分	基準となる職務	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5級	部長の職務	25人	3.6%	494,000円	494,000円
4級	課長の職務	71人	10.3%	284,000円	455,000円
3級	係長もしくは主査または課長補佐の職務	181人	26.3%	224,800円	415,100円
2級	・主任の職務 ・高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	228(5)人	33.1(100.0)%	199,100円	362,500円
1級	定型的な業務または相当高度の知識もしくは経験を必要とする業務を行う職務	184人	26.7%	141,300円	324,300円

- (注) 1. 武蔵野市給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2. 基準となる職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3. ()内は再任用短時間勤務職員数であり、職員数には含まれない数です。
 4. 2・3・4・5級の人数には再任用フルタイム勤務職員がそれぞれ9人、6人、3人、2人含まれます。
 5. 平成26年10月1日に、1・2級を統合し、7級制から6級制に改正されました。
 6. 平成27年4月1日に、3・4級を統合し、6級制から5級制に改正されました。
 7. 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100になりません。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分	—	—	—	—
標準、下位の区分	—	—	—	—
標準の区分のみ（一律）		—		—
ロ 人事評価を活用していない	—		—	
活用予定時期	—		—	

4 職員の手当

(1) 期末手当・勤勉手当

武蔵野市	東京都	国
1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,730 千円	1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,856 千円	— 千円
期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.05 月分 （ 1.40 ）月分 （ 1.00 ）月分	期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.05 月分 （ 1.40 ）月分 （ 1.00 ）月分	期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 （ 1.45 ）月分 （ 0.90 ）月分
（職制上の段階、職務の級などによる加算措置） ・職務加算 5～20%	（職制上の段階、職務の級などによる加算措置） ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	（職制上の段階、職務の級などによる加算措置） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に適用する支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		－	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	－	－
上位、標準の成績率	－	－	－	－
標準、下位の成績率	－	－	－	－
標準の成績率のみ（一律）	／	－	／	－
ロ 人事評価を活用していない	－		○	
活用予定時期	－		未定	

(2) 退職手当

武蔵野市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.00 月分	23.00 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	30.50 月分	30.50 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	43.00 月分	43.00 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	43.00 月分	43.00 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 4号給 公務上死傷病)	定年前早期退職特例措置（2%～20%）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～45%）	
1人当たり平均支給額	2,977 千円	23,518 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

支給実績（2年度決算）			511,418 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）			638,460 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
武蔵野市	16 %	845 人	16 %

(4) 特殊勤務手当

支給実績（2年度決算）		31,500 円		
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		3,500 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）		0.20 %		
手当の種類（手当数）		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（2年度決算）	左記職員に対する支給単価
動物死体取扱手当	環境部ごみ総合対策課の職員	損傷の著しい動物の死体処理に従事した場合	0円	1件当たり400円
危険業務手当	総務部総務課、財務部管財課、施設課、環境部ごみ総合対策課、下水道課、緑のまち推進課、都市整備部の職員	建設現場その他の高さ10メートル以上の足場の不安定な箇所又はこれに準ずる箇所において、工事監督又は検査を行う業務	0円	日額 230円
	財務部施設課、都市整備部建築指導課の職員	高さ10メートル以上のエレベーターの検査を行う業務		
	総務部総務課、財務部施設課、環境部下水道課、緑のまち推進課、都市整備部の職員	酸素欠乏のおそれのある箇所において、作業又は工事監督を行う業務		
緊急出動手当	全職員	風水、火災、地震等非常時における緊急対策のため出勤し、当該作業に従事した場合	22,500円	1回当たり1,500円
変死人取扱手当	健康福祉部の職員	変死人の死体処理に従事した場合	9,000円	1体当たり3,000円

(5) 超過勤務手当

支給実績（2年度決算）	454,042 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	588 千円
支給実績（元年度決算）	485,447 千円
職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	643 千円

(注) 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員など制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、再任用短時間勤務職員を含みます。

(6) そのほかの手当

手 当 名	内容および支給単価	国の制度 (市と異なる内容)	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	配偶者、父母など 6,000円 (課長級は3,000円) 子 9,000円 (16~22歳は13,000円)	配偶者、父母など 6,500円 子 10,000円 ※16~22歳の子 に対する加算額 5,000円	51,045 千円	200,968 円
住居手当	世帯主またはこれに準ずる者 で下記条件をすべて満たす者 に15,000円を支給 ・当該年度末35歳未満の者 ・自ら居住するために住宅を 借受け、家賃などを負担する 者	賃貸住宅支給限 度額 28,000円	14,701 千円	165,190 円
通勤手当	①交通機関利用者 運賃相当額(鉄道利用につい て6ヶ月定期代金を一括支 給) ②交通用具利用者は通勤距離 に応じて支給 ※1ヶ月あたりの限度額 55,000円	—	89,649 千円	133,011 円
管理職手当	部長級 102,800円 参事級 93,500円 課長級 84,000円 副参事級 75,100円	俸給表別、職務 の級別、俸給の 特別調整額の区 分別に定められ た額を支給	86,162 千円	1,050,760 円
休日給	勤務1時間当たりの給料等の額×135/100	—	— 千円	— 円
単身赴任手当	異動に伴う転居など、やむを 得ない事情により配偶者と別 居して単身で生活し、二重生 活を送る者に30,000円を支給 (距離に応じた加算額につい ては当面支給なし) ※距離区分に応じた加算額は 国と異なる。	—	0 千円	0 円

(注) 休日給の支給額は超過勤務手当に含まれています。

5 特別職の報酬などの状況

区 分	給 料 月 額 等			
		(参考) 東京都26市における最高/最低額		(参考) 類似団体における最高/最低額
給 料	市 長	1,030,000 円	1,110,000 円 / 853,000 円	1,030,000 円 / 625,100 円
	副 市 長	865,000 円	940,000 円 / 740,000 円	880,000 円 / 577,600 円
	監 査 委 員	700,000 円	700,000 円 / 679,000 円	— 円 / — 円
	教 育 長	810,000 円	830,000 円 / 691,000 円	— 円 / — 円
報 酬	議 長	670,000 円	750,000 円 / 505,000 円	760,000 円 / 444,600 円
	副 議 長	600,000 円	680,000 円 / 450,000 円	670,000 円 / 390,000 円
	議 員	550,000 円	610,000 円 / 430,000 円	620,000 円 / 370,000 円
期 末 手 当	市 長	(2年度支給割合) 4.55 月分		
	副 市 長	(2年度支給割合) 4.55 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×勤続年数×130/100	5,356,000 円	退職時
	監 査 委 員	給料月額×勤続年数×300/100	10,380,000 円	退職時
	教 育 長	給料月額×勤続年数×270/100	7,560,000 円	退職時
		給料月額×勤続年数×270/100	6,561,000 円	退職時

(注) 1. 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(市長、副市長および監査委員は4年=48月、教育長は3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

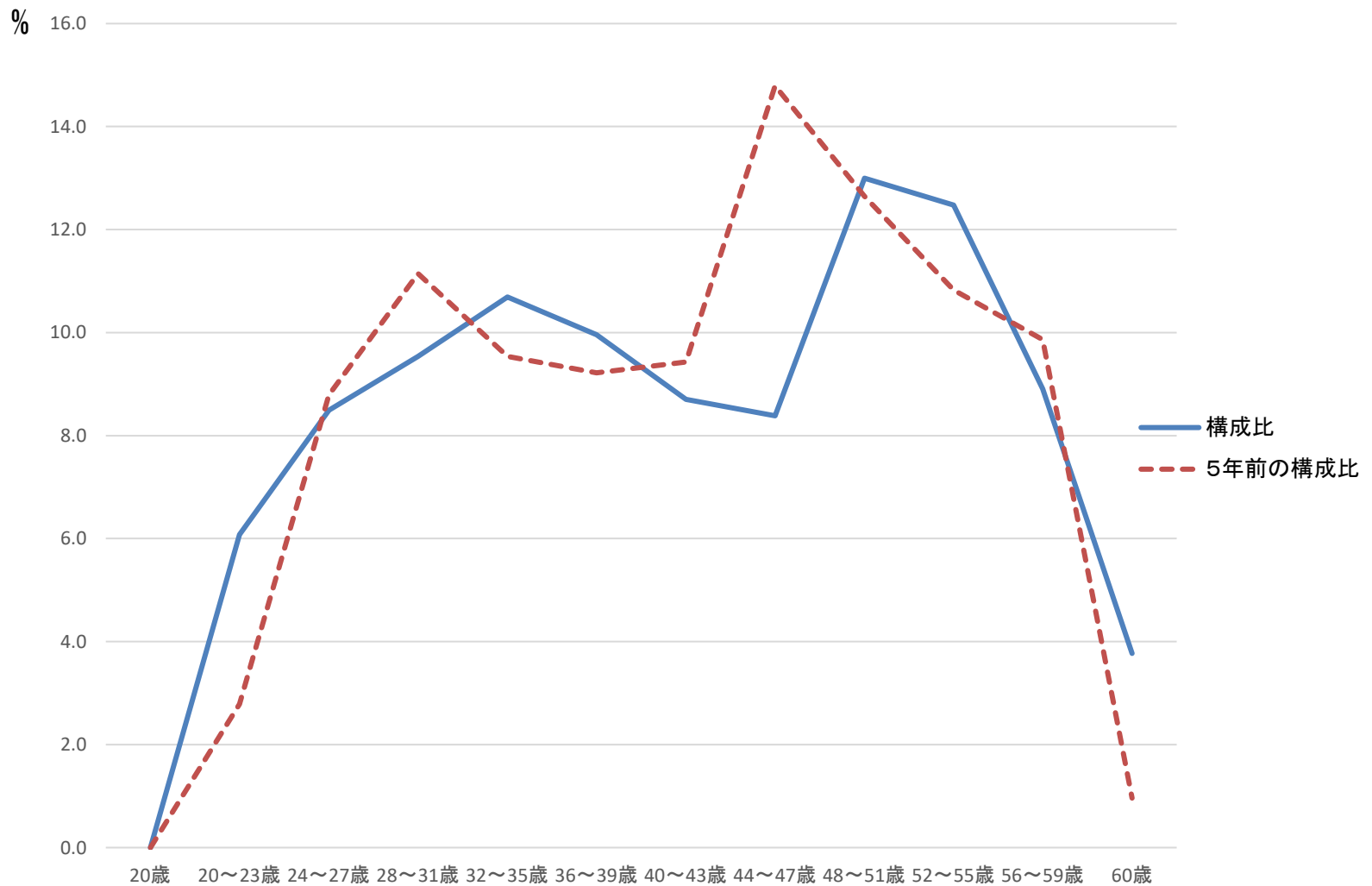
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在、 単位 人)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		2 年	3 年		
普通会計部門	議 会	11	11	0	
	総 務 企 画	239	240	1	増：子どもと子育て家庭包括支援の対応
	税 務	56	65	9	増：収納業務移管による組織再編、育休者の対応
	民 生	238	236	△ 2	減：育休者対応の終了
	衛 生	73	77	4	増：新型コロナウイルス感染症対策の対応
	労 働	0	1	1	増：新たな派遣
	農 林 水 産	3	3	0	
	商 工	9	10	1	増：緊急経済対策への対応
	土 木	124	118	△ 6	減：育休者対応の終了
	小 計	753	761	8	【参考】人口1万人あたり職員数51.43 (類似団体の人口1万人当たりの職員数46.33)
	教 育 部 門	106	109	3	増：学習者用コンピュータの導入・活用の対応
小 計	859	870	11	【参考】人口1万人あたり職員数58.79 (類似団体の人口1万人当たりの職員数60.69)	
公営事業会計部門	水 道	19	20	1	増：欠員の補充
	下 水 道	17	17	0	
	そ の 他	53	47	△ 6	減：収納業務移管による組織再編
	小 計	89	84	△ 5	
合 計	948	954	6	【参考】人口1万人あたり職員数64.47	
		[876]	[876]	[±0]	

(注) 1. 職員数は一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を有する休職、事業団派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員などを除きます。
2. []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数 令和3年	0人	58人	81人	91人	102人	95人	83人	80人	124人	119人	85人	36人	954人
職員数 5年前	0人	26人	82人	104人	89人	86人	88人	138人	118人	101人	92人	9人	933人

(3) 部門別職員数の推移

(各年4月1日現在、単位 人)

		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
一般行政	職員数	732	737	731	753	761
	増 減	△ 7	5	△ 6	22	8
教 育	職員数	111	108	109	106	109
	増 減	3	△ 3	1	△ 3	3
公 営 事 業 会 計	職員数	91	91	88	89	84
	増 減	5	0	△ 3	1	△ 5
計	職員数	934	936	928	948	954
	増 減	1	2	△ 8	20	6

【参考】第8次職員定数適正化計画

市では、業務効率化と公共サービスの質の向上の両立、各課の業務に応じた偏りの是正や増減の調整等、適正な管理を行うために策定した職員定数適正化の計画に基づき、財政援助出資団体への派遣も含め、職員定数を適正な水準に保っていきます。